

ちゅうぎん年金定期預金規定（証書用）（通帳用）（総合口座用）

1.（預入対象者）

この預金の預入対象者は、公的年金（国民・厚生・共済の各年金）の老齢・遺族・障害等年金受給者（以下、「公的年金受給者」といいます。）とします。

制度上公的年金受給資格をもたない65歳以上の在日外国人とします。（普通式のみお取扱いできます。）

満55歳以上65歳未満の「年金受取ご予約サービス」（以下、「年金予約」といいます。）の契約者とします。

2.（取扱店舗）

前条（預入対象者）は、1店舗に限り取扱います。

この預金の預入れは、公的年金受給者の場合は当行国内本支店の前条第1項の年金自動受取口座指定店のみとし、前条第3項の「年金予約」を契約している場合は契約している取引店のみの取扱いとします。

3.（預入期間）

この預金はあらたに預入れされる期間1年の定期預金とします。

4.（預入限度額）

第1条第1項および第2項の対象者は、1店舗限りで一人1円以上300万円までとします。ただし、総合口座定期預金は1万円以上300万円までとします。

第1条第3項の対象者は、1店舗限りで一人1円以上200万円までとします。ただし、総合口座定期預金は1万円以上200万円までとします。

5.（自動継続）

この預金は証書または通帳記載の満期日に、期間1年の自由金利型定期預金（M型）に自動継続します。継続された預金についても同様とします。

この預金は初回満期日まで特別金利を適用します。ただし、この預金の自動継続後の利率は、当行所定の条件を満たす場合のみ引き続き特別金利は適用します。条件を満たさない場合は、継続日における自由金利型定期預金（M型）1年ものの店頭表示金利を適用します。

6.（規定の変更等）

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

7. 上記以外は、預金等規定集「中銀総合口座取引規定」「通帳制定期預金規定集共通規定」「通帳制自由金利型定期預金（M型）規定〔単利型〕」、「通帳制自動継続自由金利型定期預金（M型）規定〔単利型〕」、「定期預金規定集（証書用）共通規定」の該当事項に準じます。

以上

（2020年4月1日現在）